明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（経済産業三八）　一
○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（同三九）　四
○国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の一部を改正する省令（同四〇）　五
〔告　示〕
○国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の一部を改正する告示（経済産業九九）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
免責、再生関係
特殊法人等
日本私立学校振興・共済事業団共済規程等の一部変更・共済運営規則の一部変更、公立学校共済組合定款の一部変更・役員の退職、弁理士登録、企業年金基金解散・清算人就任関係
会社その他
会社決算公告

省令

○経済産業省令第三十八号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十七日　経済産業大臣　梶山　弘志

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中イタリアの項の次に、次の項を加える。

ヨルダン	一　標章 